

自動移換者問題関係者 連絡協議会

平成19年11月
厚生労働省

自動移換者問題関係者連絡協議会の設置について

平成19年11月
国民年金基金連合会

1. 連絡協議会設置の趣旨

いわゆる自動移換者（企業型年金の資格を喪失した者で6月以内に移換手続をとらなかった者）は、現在、8万人を超え、正規移換者を上回るという実態にある。また、企業型年金の普及が進み、雇用が流動化する中で、平成18年度の自動移換者数は、対前年度約7割という大幅な増加となっている。このような実態は、確定拠出年金制度創設当時には、想定できない状態であり、本制度が国民の高齢期の所得確保の手段として、有効に機能し、定着していくためには、自動移換者の増大への対応は避けて通れない課題である。

こうしたことから、先の企業年金研究会の「施行状況の検証結果」においては、自動移換者の減少に努めるべきことが指摘され、事業主、運営管理機関、国民年金基金連合会が連携しながら、効果的な取組みを行うことが求められているところである。

本連絡協議会は、企業年金研究会の指摘等も踏まえて、自動移換者への対応について、関係機関が問題意識を共有し、具体的な取組みに向けて、自由な情報・意見の交換を行う場として、設置するものである。

2. 連絡協議会の構成

- (1) 本連絡協議会は、別紙の関係機関のメンバーで構成する。
- (2) 本連絡協議会は、別紙のメンバーの外、適宜、必要な機関等をメンバーに加えることができるものとする。

3. 連絡協議会の主たるテーマ

- (1) 自動移換者問題に対する認識
- (2) 自動移換者増加の背景、要因等の分析
- (3) 自動移換者への関係者の取組みの現状
- (4) 自動移換者減少に向けた今後の取組みのあり方
- (5) その他必要な事項

4. 連絡協議会の運営

- (1) 連絡協議会の事務局は、国民年金基金連合会確定拠出年金部とする。
- (2) 連絡協議会の運営は、2(1)のメンバーの協力を得て、事務局が担当する。
- (3) その他連絡協議会の運営に必要な事項は、連絡協議会の協議により決定する。

(別紙)

自動移換者問題関係者連絡協議会メンバー表

(敬称略)

氏名	所属	役職
伊藤好彦	日本確定拠出年金コンサルティング株式会社	企画業務部長
内野弘一	第一生命保険相互会社	年金推進部次長兼DC業務推進室長
大江英樹	野村年金サポート&サービス株式会社	確定拠出年金部長
小寺大介	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社	経営企画部長
鈴木教義	住友信託銀行株式会社	確定拠出年金部長
鈴木博司	日本生命保険相互会社	401k年金部長
高橋肇	株式会社みずほ銀行	法人業務部確定拠出年金室長
瀧沢政視	ウェルフェア株式会社(HOYA)	代表取締役
富手政	日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社	経営企画部長
中村一彦	東京海上日動火災保険株式会社	401k事業推進部次長 兼運営管理グループリーダー
平中博文	SBIベネフィット・システムズ株式会社	経営企画部長
福本充伸	イオン企業年金基金	事務長
三角真二	損保ジャパンDC証券株式会社	お客様サービス部長
山口雅弘	ジャパン・ пенション・ナビゲーター株式会社	DCサービス部長
郡司巧	国民年金基金連合会	確定拠出年金部長
(オブザーバー)		
濱谷浩樹	厚生労働省	年金局企業年金国民年金基金課長
芝田文男	企業年金連合会	企画振興部長

(参考)

企業年金制度の施行状況の検証結果 —抜粋—

(平成19年7月 企業年金研究会)

4. 確定拠出年金の課題

(3) その他

④ 中途脱退

イ 自動移換者への対応

自動移換者は、平成19年1月末現在で、累積約8.5万人に上っており、正規移換者の約7.3万人を上回っているが、年金資産につき自己の責任において運用を行うという確定拠出年金制度本来の趣旨にそぐわない者で、例外的な取扱がとられているものであり、個人の年金資産を充実させ、老後の所得保障に備えるためにも、その減少に努めるべきである。

自動移換者の発生を未然に防ぐために、退職により企業型確定拠出年金の資格を喪失する際に十分な情報提供を行うことが重要であり、事業主、運営管理機関、国民年金基金連合会が連携しながら、各加入者に効果的な周知を行うことができるよう、具体的な方策について検討すべきである。併せて、現に存在する自動移換者を減少させるためには、国民年金基金連合会等による自動移換者への働きかけを継続的に実施するとともに、掛金を拠出する余裕がない者であって、個人別管理資産額が低額である者については、正規の移換手続を経るなどの要件を課した上で、中途脱退することを可能とすべきである。

また、自動移換者に係る個人別管理資産は、自動移換者が仮に高齢期に達した場合であっても、個人型確定拠出年金の運用指図者となるための申出手続をとらなければ年金の給付を受けることができず、権利関係が不明確な状態となっており、通常の加入者等と同様に、70歳に到達した時点で受給権が裁定されるべきである。

このような措置を講ずることにより、自動移換者の減少に努めるとともに、その状況につき、引き続き注視していくべきである。

自動移換者問題関係者連絡協議会の進め方について

1. 本連絡協議会の目標

- (1) 本連絡協議会は、確定拠出年金制度において増加を続けている自動移換者問題について、事業主、運営管理機関（レコード・キーパーを含む）、国民年金基金連合会の実務担当者が自由な意見の交換等を行うことにより、その減少に向けた効果的な取組み方策の具体案を取りまとめることを目標とする。
- (2) 自動移換者への取組みの検討に当たっては、世論の動向等も踏まえ、特に、住所不明な自動移換者への対応について留意するものとする。
- (3) 本連絡協議会は、その成果として、報告書を取りまとめるものとする。
- (4) 報告書に盛り込まれた自動移換者への取り組み方策については、確実に実施され、その効果が発揮されるよう、本連絡協議会のメンバー（オブザーバーを含む。）は、関係者への周知等、必要な方策を講じるものとする。なお、早期に実行可能なものについては、報告書のとりまとめを待つことなく、早期の実行に努めるものとする。

2. 本連絡協議会の目標達成の時期

本連絡協議会は、今後、概ね1年をかけて目標達成に向けた活動を行い、平成20年秋を目途に報告書のとりまとめを行う。

3. 本連絡協議会の運営

- (1) 本連絡協議会では、自動移換者への取組みの現状等につき、事業主、運営管理機関（レコード・キーパーを含む）、国民基金連合会等の関係者より報告を受け、または意見を聞く機会を設ける。
- (2) 本連絡協議会では、報告書に盛り込むべき具体的な方策の検討に資するため、本問題や確定拠出年金制度について、知見を有する有識者より、適宜、意見を聞くものとする。
- (3) 本協議会の運営及び関係者との連絡調整等については、メンバーの協力を得て、国民年金基金連合会確定拠出年金部が担当する。

(別紙)

以下のスケジュールは、本連絡協議会が目標を達成する上で、必要と考えられるヒアリングや検討・協議に関して、今後の運営の目安として、事務局が機械的に仮置きしたものであり、今後、検討・協議の進捗に応じて、変更があるものである。

第1回（11月6日）

- ・ メンバー紹介
- ・ 連絡協議会の運営について
- ・ 連絡協議会の今後の進め方
- ・ 自動移換者の現状について（国民年金基金連合会）
- ・ 国民年金基金連合会における自動移換者への対応について（国民年金基金連合会）
- ・ 質疑応答

第2回（12月中旬に開催予定）

- ・ 自動移換者に対する取り組みの現状と問題点等について（事業主メンバーからのヒアリング）
- ・ 質疑応答

第3回（平成20年1月開催予定）

- ・ 自動移換者に対する取り組みの現状と問題点等について（運営管理機関メンバーからのヒアリング）
- ・ 質疑応答

第4回（2月開催予定）

- ・ 有識者ヒアリング（第1回）
- ・ 質疑応答

第5回（3月又は4月開催予定）

- ・ 有識者ヒアリング（第2回）—米国等の確定拠出年金制度における自動移換者の取扱いを中心として
- ・ 質疑応答

第6回（4月又は5月開催予定）

- ・ 自動移換者増加の要因と現状の取組み等の問題点について（自由討議）
- ・ 今後の対応に向けた論点の提出

第7回（6月開催予定）

- ・ 自動移換者に対する今後の具体的な取組みについて（論点のとりまとめ）

第8回（7月又は8月開催予定）

- ・ 住所不明な自動移換者の実態と発生要因等について（自由討議）

第9回（9月開催予定）

- ・ 住所不明な自動移換者の住所把握等について（とりまとめ）

第10回（10月開催予定）

- ・ 報告書に盛り込むべき事項について（自由討議）

第11回（11月開催予定）

- ・ 報告書案について（とりまとめ）